第3次 様似町男女共同参画基本計画

(令和3年度~令和12年度)

令和3年3月 北海道様似町

第3次様似町男女共同参画基本計画 もくじ

計画の体系図
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第1部 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・2
第2部 男女共同参画に関する町民アンケート結果・・・・・・・4
第3部 第3次基本計画
基本理念1 人権が尊重され男女が平等な社会
方針1-1 人権の尊重とあらゆる人権侵害の根絶・・・・・・10
方針1-2 男女平等の視点に立った啓発・学習の充実・・・・・11
基本理念 2 一人ひとりが自立した多様な生き方を選択できる社会
方針2-1 心身ともに健康に暮らせる環境づくりの促進・・・・12
方針2-2 だれもが安心して豊かに暮らせる支援体制の充実・・13
基本理念3 あらゆる場で男女が共同で参画する社会
方針3-1 施策方針決定の場への男女共同参画の推進・・・・14
方針3-2 地域社会における男女共同参画の推進・・・・・・16
方針3-3 就業等の場における男女共同参画の推進・・・・・17
第4部 推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・18
参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

目標 男女共同参画社会の実現

基本理念

(様似町男女共同参画推進条例)

①人間が尊重され 男女が平等な社会 ②一人ひとりが自立した個人として も多様な生き方を選択できる社会

③あらゆる場で男女が共同で 参画する社会

方針

- 1-1. 人権の尊重と あらゆる人権侵害の根絶
- 1-2. 男女共同参画意識の浸透と 男女平等の視点に立った啓 発・学習の充実
- 2-1. 心身ともに健康に暮らせる 環境づくりの促進
- 2-2. だれもが安心して豊かに暮 らせる支援体制の充実
- 3-1. 政策方針決定の場への男女共同参画の推進
- 3-2. 地域社会における男女共同 参画の推進
- 3-3. 就業等の場における男女共 同参画の推進

拓紙

- | 1. 人権を尊重し、あらゆる人権侵害を根絶する意識の啓発
- 2. 暴力の被害者・関係者が適切な支援等を受けられるようにする体制づくり
- 1. 男女共同参画の意識づくり
- 1. 健康づくり支援の充実
- . 子育て支援体制・介護支援体制の充実
- 1. 町の審議会等の委員の構成に関する数値目標を設定
- 1. 地域における学習機会の充実
- 2. 防災交通安全への理解と普及啓発
- 3. 地域におけるボランティア活動の推進
- 1. 働く場における男女の均等な就業機会と待遇を確保する啓発
- 2. 働く女性の母性保護対策
- 3. ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・浸透

第3次基本計画の重点目標

- 1. 人権を尊重し暴力を根絶
- 2. 審議会等委員における女性の参画の拡大
- 3. 生きがいをもって社会参加

はじめに

男女共同参画のまちづくりをめざして

様似町では、道内の市町村では初めて、平成12年(2000年)12月「様似町男女共同参画条例」を制定し、翌平成13年(2001年)には「男女共同参画審議会」を設置しました。

そして、様似町ならではの男女共同参画によるまちづくりを総合的・計画的に推進するため、平成 14年(2002年)3月に第1次の「様似町男女共同参画基本計画」を策定しました。 その後、平成 23年度(2010年度)に第2次の基本計画を策定、第3次となる本計画は令和3年度から実施する計画となります。

生き方や考え方が多様化し、政治・経済とも不安定材料が多く、先が読めない昨今ですが、 こんなときだからこそ、性別にとらわれることなく誰もが参画できるまちづくりが、まちの 活気を高め、安心で暮らしやすいまちを実現すると考えております。

この第3次計画は町が実施するものですが、町民一人ひとりがそれぞれの立場での参画や協力、支援をしながら取り組んでいくものです。これまでと基本理念は変わるところはありませんが、町民の役割といったものをわかりやすく明確にし、町民が家庭や職場などで、日常的に男女共同参画を考え、まちづくりに取り組んでいただくことを願い作成しました。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました様似町男女共同参画審議会 委員の皆さまをはじめ、町民の皆さまに心からお礼を申し上げます。



令和 3 年 3 月 **様似町長 坂 下 一 幸**

第1部 計画の策定にあたって

1. 計画の基本理念

この計画は、様似町男女共同参画推進条例に基づき

- 1. 人間が尊重され、男女が平等な社会
- 2. 一人ひとりが自立し多様な生き方を選択できる社会
- 3. あらゆる場で男女が共同で参画する社会

を基本理念に定めます。

2. 計画の体系

この計画の目的を達成するために、次の目標と、第3次計画における重点目標を定めます。 また、基本理念に対応した方針と施策、町民の役割を示します。

- ・目標 男女共同参画社会の実現
- ·第3次基本計画重点目標
 - 1. 人権を尊重し暴力を根絶
 - 2. 審議会等委員における女性の参画の拡大
 - 3. 生きがいをもって社会参加

3. 計画策定の背景

様似町では、平成5年(1993年)、女性に関するさまざまな課題に対応するため、「女性プラン推進室」を設置、また町内の女性関係団体の代表ら20名を委員とする「様似町女性会議」を設置しました。

平成 11 年(1999 年) 男女共同参画基本法が制定され、この法の趣旨を踏まえ、北海道内の 市町村では初めて、平成 12 年(2000 年) 12 月「様似町男女共同参画条例」が制定され、翌 平成 13 年(2001 年)には「男女共同参画審議会」が設置されました。

この審議会で、国の法律や計画、北海道の条例などを踏まえ、様似町ならではの男女共同参画によるまちづくりを総合的・計画的に推進するため、平成14年(2002年)3月に、「様似町男女共同参画基本計画」を策定しました。

この計画は、町の第8次総合計画が終了する令和2年度(2020年度)を最終年度としていることから、令和3年度から実施される第3次となる新たな計画を作成するものです。

4. 計画の性格

この計画は、男女共同参画社会基本法、北海道男女平等参画推進条例、様似町男女共同参画条例の基本理念に基づき、本町における男女共同参画社会の形成のための基本方針を示すものです。

また、第9次様似町総合計画の7つの基本方向「推進体制の確立のために」―基本計画「男女共同参画のまちづくり」と整合しています。

この計画は、町が実施するものですが、その推進にあたっては、他の公的機関や各事業所、 団体、さらには町民一人ひとりがそれぞれの立場での参画や協力、支援をいただきながら取り 組んでいくものです。

5. 計画の期間

この計画の期間は、第9次様似町総合計画に合わせ、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)の10年間とします。

6. 男女平等・男女共同参画のあゆみ

年	西暦		内容
平成 11	1999	国	「男女共同参画基本法」施行
平成 12	2000	国	「男女共同参画基本計画」策定
//	"	町	「様似町男女共同参画条例」制定
平成 13	2001	国	内閣府に「男女共同参画局」「男女共同参画会議」を設置
//	//	玉	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布
//	//	道	「北海道男女平等参画推進条例」制定
//	"	町	「様似町男女共同参画審議会」設置
平成 14	2002	道	「男女平等参画基本計画」策定
//	//	町	「様似町男女共同参画基本計画」策定
平成 17	2005	国	「第2次男女共同参画基本計画策定」
平成 20	2008	道	「第2次男女平等参画基本計画」策定
平成 22	2010	国	「第3次男女共同参画基本計画」策定
平成 23	2011	町	「第2次様似町男女共同参画基本計画」策定
平成 24	2012	玉	「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定
平成 27	2015	玉	「第4次男女共同参画基本計画」策定
//	//	町	「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」策定
平成 28	2016	国	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行
平成 30	2018	道	「第3次男女平等参画基本計画」策定
令和 2	2020	玉	「第5次男女共同参画基本計画」策定

用語解説

<ジェンダー>

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。

〈セクシュアル・ハラスメント〉

相手の意に反した、性的な性質の言動のこと。性的なからかいや冗談、食事などへの執拗な誘い、 身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ拒否することで不利益を受けたりするも のが該当する。

<ドメスティック・バイオレンス(DV)>

夫や妻、恋人などパートナーからの身体的・精神的暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力、 言葉による精神的暴力、性的暴力がある。

<ライフ・ワーク・バランス>

「仕事と生活の調和」のこと。一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を 果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても。子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じ て多様な生き方が選択・実現できること。

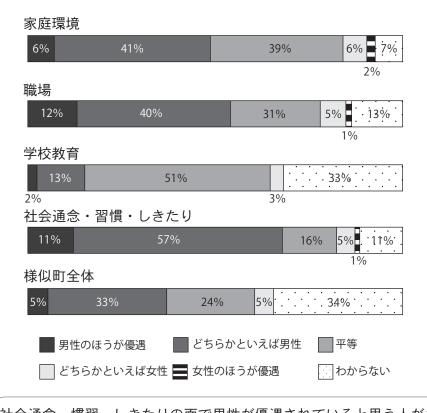
第2部 男女共同参画に関する町民の声

■男女共同参画に関する町民アンケート結果

町内にお住いの20代~60代の男女それぞれ50名のかたを対象に、男女共同参画に関するアンケートを行いました。

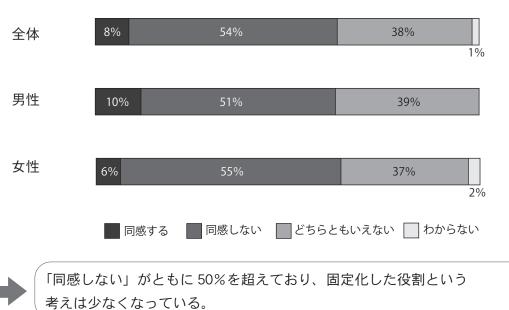
回答数 500 名のうち 200 名から回答 (男性 77 名、女性 123 名) 回答率 40%

Q. 男女の地位は平等になっていると思いますか?



社会通念・慣習・しきたりの面で男性が優遇されていると思う人が多い。

Q.「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、この考え方に同感しますか?



Q. 男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、 どのようなことが必要だと思いますか?

男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと

59%

男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと

28%

夫婦や家族間でコミュニケーションをよくはかること

64%

まわりの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること

43%

社会の中で、男性による家事、子育て、介護地域活動についての評価を高めること

44%

労働時間短縮や休憩制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること

42%

男性が家事、子育て、介護、地域に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと

26%

男性の家事や子育て、介護などの技能を高めること

27%

男性が子育てや介護、地域活動を行うための、仲間(ネットワーク)作りを進めること

21%

家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること

20%

とくに必要なことはない

2%

その他

1%



男性の家事への参加の抵抗感をなくすことや、夫婦や家族間でのコミュニ ケーションが必要と思う人が多い。 Q. 女性の活躍に向けた取り組みに関する情報のうち、 どの情報がとくに必要になると感じますか?

保育所や幼稚園に関する情報 35% 放課後児童クラブに関する情報 29% 介護・家事の支援サービスに関する情報 就職・再就職のための職業訓練に関する情報 企業・NPO 活動のための情報 6% 仕事と育児・介護との両立支援制度に関する情報 55**%** 出産・育児などを経ながら就業を継続している女性のモデル事例に関する情報 26% 積極的に家事・育児に参画する男性のモデル事例に関する情報 19% ワーク・ライフ・バランスの推進や働き方の見直しの実践例に関する情報 28% 情報が多すぎて選択できないため、適切な支援先を案内する総合窓口の情報 15% とくに必要なことはない 8% その他 3%



仕事と育児・介護の両立支援制度に関する情報がとくに必要と感じる人が 多い。 Q. 女性と男性が、家庭、職場、地域社会などのさまざまな分野に、共同で参画する社会 を実現するために、様似町の施策として何が重要だと思いますか?

男女平等や人権尊重の意識を高めるための広報や啓発活動を進めること

21%

学校教育や生涯学習の場で男女平等についての教育を進めること

42%

男女がともに仕事と家庭を両立することができる環境を整備すること

67%

雇用の場で男女共同参画を進めること

36%

漁業・農業に関わる人たちの活動の場面で男女共同参画を進めること

16%

女性に対するあらゆる暴力を根絶するための取り組みを進めること

25%

男女の生き方に関する情報提供や学習の機会を充実すること

15%

生涯を通じた女性の健康づくりや母子保健対策を進めること

24%

男女がともに安心して高齢期を迎えられるような環境を整備すること

62%

相談機関や相談機能を充実すること

22%

とくに必要なことはない

4%

その他

3%



仕事と家庭の両立、安心して高齢期を迎えられる環境づくりが求められて いる。 Q. 性別に関係なく、だれもが生活しやすい、活躍できる町のために、どのようなことを望みますか? (自由記載)

- ○女性も子育てしながら働ける環境の充実。子育てしながら働いている女性への理解。
- ○職場では、男女問わず子育て中のかたの応援をする。
- ○学校給食があればお弁当を作る人の負担が減って仕事やほかの家事に充 てられる。
- ○男性だから、女性だからという考え方が今より少なくなること。今の時 代に合った生活をしていきたいと思う。
- ○職場の理解があることが重要だと思います。仕事優先の考え方が強い中では、地域のため家族のためにという行動に出ることがしづらいと思います。
- ○相談の場も必要だが、なによりも「性別は関係ない」という意識を持た ないことには始まらないと思います。啓発活動を積極的に進めてほしい。
- ○働きたいと思う人には、その人に合ったスタイルをみて、子どもがいる 人なら園の力を借りたり、老人のかたが困っていれば支援やボランティ アで助けたり、一部ではなく町全体で助け合っていけるといいと思いま す。
- ○家庭・子育てについて相談できる場所や機会を増やしてほしい。子育て サロンならぬパパサロンなど、情報交換できる機会があればよいのでは。
- ○男女の体力の差は否めないので、職場・家庭の中で相応の分業が必要。 こういった差や特徴を理解し合える社会を教育していく必要があると思 う。
- ○女性の社会進出を阻む原因としては、女性が産休・育休を取るのが一般 的ですが、男性にも産休・育休を積極的にとってもらうような政策をし てほしい。



誰もが生活しやすい環境のために、子育てをしながら働ける環境、職場や 家庭においての周囲の理解、性別による固定した役割の考え方を変える意 識を持つことなどが望まれている。 Q.「男性だから」・「女性だから」など、性別により仕事や家庭などいろいろな場面で困っていることはありますか?(自由記載)

- ○出産後の再就職がしづらい。子どもを保育所に入所させたとしても病気になって、休まなきゃいけないときに、仕事を休むことになる場合、たいてい女性が休むことになるので、それを快く理解してくれる職場があるかどうか。
- ○今の時代、共働きが多い中で、家事や育児をしながら仕事をしている女性が多くみられ、女性の負担が多いのでは?と思うことが多いです。男性にも積極的に取り組んでもらえたらと思います。
- ○家庭間でコミュニケーションをとれるような環境をつくることが大事だと思う。
- ○夫は家事に積極的に参加してくれます。しかし、同居する親がそのこと に意見してきます。(家事は女性の仕事と)
- ○年齢が上の人ほど家庭は女性という考え方が強いと感じる。自分たちが 子育てをしたときはこうだったから、など。子どものことで休んだりし づらく感じる。
- ○職場で女だからお茶出してきてといわれたのはなぜ?男はだめなのかと 思いました。
- ○それぞれの環境において納得していればこだわらなくてもいいのでは。 その家庭での価値観ではないでしょうか。



家事や育児をしながら働く中で負担がかたよることのないような環境づく りが望まれている。年代によっては、性別によって固定した役割分担の考 え方があり、男女共同参画の意識が浸透することが求められている。

第3次基本計画

基本理念1 人権が尊重され男女が平等な社会

方針1-1 人権の尊重とあらゆる人権侵害の根絶

■基本的な考え方と方向

配偶者などからの暴力(DV =ドメスティック・バイオレンス)、ストーカー行為などの被害は深刻な社会問題となっており、こうした状況に対応する必要があります。また、被害者が子ども、高齢者、障がい者などである場合には、その背景事情に十分配慮する必要があるとともに、配偶者からの暴力は被害者のみならず、その子どもにも影響を与えることへの考慮が求められます。

夫婦・親子・恋人など、どのような間柄であっても暴力は許されるものではありません。 男女の人権が保障され、平等であることは、男女共同参画社会の根底をなすものです。あらゆる暴力のない、人権が尊重され、誰もが男女平等を実感できる社会をめざします。

■主な施策

- 1. 人権を尊重し、あらゆる人権被害を根絶する意識の啓発
 - ・DV、セクシャル・ハラスメント、児童虐待、高齢者虐待といった、あらゆる人権侵害 についての正しい知識の普及と啓発
- 2. 暴力の被害者・関係者が適切な支援などを受けられるようにする体制づくり
 - ・関係機関や民間団体・住民との円滑な連携体制づくり

■町民の役割(町民・事業者のみなさんは…)

- 1. 男女が互いに人権を尊重し、助け合う心を育てる家庭づくり・職場づくりに取り組みましょう。
- 2. あらゆる暴力の被害を許さず、暴力には毅然として対処しましょう。
- 3. DV やセクシャル・ハラスメントについての正しい知識を身につけましょう。
- 4. もし、暴力の被害にあったら、一人で悩まずに相談しましょう。
- 5. 身近に困っている人がいたら、相談窓口を紹介しましょう。
- 6. 暴力の被害に気がついたら、被害者が適切な支援を受けられるよう関係機関へ通報しま しょう。

方針1-2 男女共同参画の意識の浸透と 男女平等の視点に立った啓発・学習の充実

■基本的な考え方と方向

男女共同参画に関する町民アンケートで、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に同感しないというと感じる人は5割を超えており、固定化した役割分担という考え方は全体では少なくなっています。しかし一方で、年代によってはまだそのような考え方があるという声も挙がっています。

家庭・地域・職場において、すべての年代で男女共同参画の意識づくりを進めていくことが 求められます。

■主な施策

- 1. 男女共同参画の意識づくり
 - ・互いに尊重し合い支え合う家庭・地域・職場の実現を目指して、男女共同参画に関する 情報を発信するなど啓発・学習の充実を図る

■町民の役割(町民・事業者のみなさんは…)

1. 誰もが個性と能力を発揮できるような家庭や地域づくりに取り組みましょう。

基本理念 2 一人ひとりが自立した 多様な生き方を選択できる社会

方針2-1 心身ともに健康に暮らせる環境づくりの促進

■基本的な考え方と方向

男女が互いの身体的な違いを十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていく ことは、男女共同参画社会を築く基本となるものです。

心身の健康について正しい知識・情報を得ることは、健康な生活を送るために大切なことです。

妊娠・出産期、思春期、壮年期、高齢期といったライフステージにより、それぞれの健康上の課題があります。

年齢・性別に関わらず一人ひとりが生涯を通じた健康づくりを実践できるよう、総合的な取り組みを進めます。

■主な施策

心の健康づくりや生活習慣病予防のための健康診査・健康指導など、心身ともに健康に過ごすための意識づくりや啓発に努めます。

また、妊娠・出産、子育ての不安などを解消するために、妊娠・出産・乳幼児期における各種健康診査や相談・指導の充実を図ります。

- 1. 健康づくり支援の充実
 - ・生涯を通じた男女の健康の保持・増進
 - ・妊娠・出産などに関する健康支援
 - ・女性が男性とは異なる健康上の問題に直面することについて、男性を含め広く社会全体の認識が高まるような普及啓発
 - ・性感染症、薬物乱用、喫煙・飲酒など、健康を脅かす問題についての啓発

■町民の役割

- 1. 男女がお互いの身体や健康について理解しあい、相手を思いやりましょう。
- 2. 家族同士で命や性の大切さについて学び、話し合いましょう。
- 3. 皆が健康で生きがいをもって社会参加できるような環境づくりに協力しましょう。

方針2-2 だれもが安心して豊かに暮らせる 支援体制の充実

■基本的な考え方と方向

仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への 参画などを通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護を含め家族が安心して暮らし、 責任を果たしていく上で重要なもので、持続可能な経済社会を築く上で欠かせないものです。

仕事と生活の調和を実現するためには、男女の別や就労の有無に関わらず、安心して子育てができる社会の実現に向け、多様な子育で支援策に取り組む必要があります。

また、高齢化が急速に進む中、介護が必要なかたの増加が予想されますが、介護する側、される側とも女性の関わりが大きく、介護支援策の充実が求められています。

このように少子高齢化の進行や、人口減少時代の中、企業、勤労者、国、町が連携し、「社会全体で子育てや介護を支える」という基本的な考え方に立ち、ワークライフバランスを推進していくことが重要となっています。

■主な施策

働きかたの多様化に伴い、子育て・介護支援体制の充実など、仕事と家庭生活の調和を図るとともに、高齢者や障がいのある人の生きがいづくりや社会参画を促進し、すべての男女が参画して活力ある地域社会の形成をめざします。

- 1. 子育て支援・介護支援体制の充実
 - ・子育て支援の充実(幼児センター、子育て支援センター、放課後児童クラブなど)
 - ・働きながら介護ができるための介護支援の充実
 - ・育児・介護休業や短時間勤務など、多様な働き方の普及検討
 - ・地域住民の力を活用した子育て・介護支援環境の整備促進

■町民の役割

- 1. 子育てや介護の悩みを一人で抱えずに、町の子育て支援センターや保健福祉課、道の女性相談援助センターや児童相談所などの相談機関を利用しましょう。
- 2. 子育て支援や介護サービスに関する知識を身につけ、必要なときがきたら利用できるように準備しましょう。
- 3. 育児・介護休業を取りやすい環境づくりに努めましょう。
- 4. 子育て支援や介護支援サービスを上手に利用して、家族や地域住民が助け合いながら安心して生活できるようにしましょう。

基本理念3 あらゆる場で男女が共同で参画する社会

方針3-1 政策方針決定の場への男女共同参画の推進

■基本的な考え方と方向

すべての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によってその個性と能力を発揮することにより、職場・家庭・地域などのあらゆる場面において活躍できることが重要です。 多くの分野において、女性の活躍は進んでいるものの、政策・方針決定の場への女性の参画はまだ十分とはいえません。

女性の活躍が進むことは、女性だけでなく男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながることで、あらゆる分野における女性の活躍を推進していくことが大切です。

■主な施策

1. 男女双方の意識改革を進め、とくに女性の参画を促進するため「町の各種審議会等の委員の構成は、令和 12 年(2030 年)までにどちらかの性が 30%を超えるよう、登用を促進する」という具体的な数値目標を設定します。

■町民の役割

1. 役割を担うことを敬遠せず、積極的にまちづくりに参画しましょう。

資料 町の各種審議会等の委員の構成

地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等

名 称	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
教育委員会	5	1	20.0
選挙管理委員会	4	2	50.0
人事委員会	3	1	33.3
監査委員	2	0	0.0
農業委員会	6	1	16.7
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0
(小計)	2 3	5	21.7

地方自治法 (第202条の3) に基づく審議会等

名 称	委員総数 (人)	うち女性委員数(人)	女性の割合 (%)
市町村防災会議	2 9	0	0.0
民生委員推薦会	1 3	2	15.4
国民健康保険運営協議会	9	2	22.2
廃棄物減量等推進審議会	6	2	33.3
公民館運営審議会	1 2	7	58.3
社会教育委員	1 2	7	58.3
スポーツ振興審議会	5	1	20.0
図書館協議会	5	3	60.0
市町村国民保護協議会	1 8	0	0.0
総合振興審議会	2 5	4	16.0
情報公開・個人情報保護 審議会	5	1	20.0
男女共同参画審議会	8	4	50.0
郷土館運営審議会	5	1	20.0
表彰関係審議会	9	1	11.1
特別職報酬等審議会	7	2	28.6
公営住宅入居者選考委員会	7	2	28.6
産業振興事業資金貸付審査 委員会	7	0	0.0
(小計)	182	3 9	21.4

法律の規定により国の機関(大臣等)が委嘱する委員

名称	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
民生(児童)委員	2 0	1 3	65.0
人権擁護委員	2	2	100.0
行政相談委員	1	1	100.0
(小計)	2 3	1 6	69.6

令和2年4月現在

方針3-2 地域社会における男女共同参画の推進

■基本的な考え方と方向

「地域」(自治会などの地域社会)は、家庭とともに人々にとって身近な暮らしの場であり、 そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要です。

地域では、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加などさまざまな変化が生じており、男女がともに担わないと地域が立ち行かなくなる状況となっています。

地域力を高め、持続可能な社会を築くには、男女を問わず一人ひとりの個性と能力を発揮させ地域社会に参加することが不可欠なことから、幅広い視点からの男女共同参画についての意識をさらに進める必要があります。

■主な施策

自治会活動や防災対策など地域の活動において、女性の視点が反映されるよう意思決定過程への参画を働きかけることや、男女ともに地域活動への参加を進めるための情報提供に努めるなど、活動分野によっては長年の慣習で特定の性にかたよりがちなものを見直すような環境づくりに努めます。

男女ともに多様な年齢層が参画し交流を図りながら積極的な取り組みを促進し、住みよい地域社会をつくることをめざします。

- 1. 地域における学習機会の充実
- 2. 防災、交通安全への理解と普及啓発
- 3. 地域におけるボランティア活動の促進

■町民の役割

1. 男女、年齢を問わず、自治会・PTA や文化スポーツの団体、高齢者支援、子育て支援など、 さまざまな地域活動に積極的に取り組みましょう。

方針3-3 就業等の場における男女共同参画の推進

■基本的な考え方と方向

働くことは、生活の経済的基盤を築くのはもとより、自己実現にもつながるものです。

働きたい人が性別に関わりなく、能力を発揮することができる社会づくりは、多様な個性が 活かされ、経済社会の活力の源という点からも重要なことです。

雇用の場での男女平等を実現するため、法律を守ることは当然として、賃金や処遇における 男女間格差の是正、女性の就業継続や再就職に対する支援などが課題となっています。

また、町の主産業である農林水産業や、自営業者においても、維持・活性化には、女性の参画が不可欠です。

女性が働きやすい環境の整備や就業支援、育児・介護などに関わる男女の負担の軽減など、 ワークライフバランスの実現や、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取り組みを推進し ます。

■主な施策

事業所においては、雇用の場での男女平等の取り組みをはじめ、法制度の遵守・活用を図り、 女性の能力を十分に生かすための母性の保護や、積極的な改善措置を促進するよう啓発を進め ます。

また、あらゆる就業の場において、誰もが健康で豊かな生活を送れるよう、ワークライフバランス(生活と仕事の調和)の考え方の普及と浸透に努めます。

- 1. 働く場における男女の均等な就業機会と待遇を確保する啓発
- 2. 働く女性の母性保護対策
- 3. ワークライフバランス(生活と仕事の調和)の考え方の普及・浸透

■町民の役割

- 1. 男性も女性も対等に働く意識を持ち、能力発揮に努めましょう。
- 2. 就業の場では男女を問わず多様な意見を反映できる環境づくりに努めましょう。
- 3. 健康で豊かな生活に向け、ワークライフバランス(生活と仕事の調和)の促進に努めましょう。

推進体制の整備

この計画を総合的かつ効果的に推進するためには、行政内部における男女共同参画への理解の浸透を図るとともに、相互の連携・協力が不可欠です。

また、男女共同参画社会の実現をめざしていくためには、幅広い町民の理解と協力が必要であり、町民と行政が一体となって取り組む必要があります。

1. 庁内推進体制の充実

この計画を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の推進体制の充実を図ります。

2. 男女共同参画審議会の開催

審議会を開催し、男女共同参画施策について幅広く審議・提言をいただくことにより、効果 的な反映を図ります。

3. 国・道および関係機関との連携

男女共同参画に関わる諸施策の推進にあたっては、必要に応じて国や道、関係機関との連携を図ります。

参考資料

- 1. 様似町男女共同参画条例
- 2. 第5次男女共同参画基本計画(国)
- 3. 第3次北海道男女平等参画基本計画(北海道)
- 4. 第3次基本計画策定諮問・答申
- 5. 様似町男女共同参画審議会委員名簿

樣似町男女共同参画審議会 会長 辻 太 様

様似町長 坂 下 一 幸

第3次様似町男女共同参画基本計画の策定について (諮問)

男女が生き生きと活躍でき、喜びも責任も共にわかち合う男女共同参画社会を実現するための指針としての、第3次様似町男女共同参画基本計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

様似町長 坂 下 一 幸 様

樣似町男女共同参画審議会 会長 辻 太

第3次様似町男女共同参画基本計画の策定について(答申)

令和2年11月5日付で諮問のありました標記の件について、当審議会が審議した結果、諮問のとおり計画を策定することが妥当であると認めましたので、この旨答申します。

なお、男女共同参画の意識啓発について、町民の理解を深め、意識を浸透させることができるよう、多くの意識啓発の機会をもって継続的に取り組むよう、とくにご配慮をお願いいたします。

様似町男女共同参画審議会委員

(任期:令和2年4月1日~令和4年3月31日)

字岡田	辻			太	
大通 2	米	田		靖	
栄町	南		健	雄	
栄町	鵜	木	真為	泛美	
錦町	小	西	宗	勝	
大通1	小	Ш	聖	子	
緑町	久	木	要	子	
錦町	平	田	美智	冒子	